

平成31年度甲種防火管理新規講習会実施要綱

富士五湖消防本部

1. 講習の種類

この講習は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第1号イの規定により消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理講習です。

2. 講習の日時

令和元年6月20日（木）・21日（金）の2日間
午前9時00分から午後5時00分頃まで

3. 講習会の場所

富士河口湖町船津1747
富士河口湖町中央公民館ホール

4. 受講対象

防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、又は監督的な地位にある者であればどなたでも受講できますが、昭和62年4月1日の法令改正により、特定防火対象物（例・・・劇場、飲食店、店舗、旅館、病院、雑居ビルなど）で、延べ面積300平方メートル以上、非特定対象物（例・・・共同住宅、学校、工場、事務所、官公庁など）で延べ面積500平方メートル以上の防火管理者は、甲種防火管理講習を受講した者でなければ選任できません。又、これらの面積に満たない防火対象物の防火管理者は、甲種防火管理講習又は、乙種防火管理講習のいずれかを受講したものであれば選任できますが、今回は、乙種防火管理講習は行いませんので、この機会に受講して下さい。

5. 受講申請書の受付及び定員

(1) 受付期間

日 時 令和元年5月20日（月）から24日（金）
受付時間 午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

富士吉田市下吉田6-2-6
富士五湖消防本部3階小会議室

(3) 定員

70人（定員になり次第締め切ります）

6. 受講申請

(1) 申請書

受講希望者は申込書(印鑑必要)へ受講料 **4,000円** (テキスト代等を含む)を添えて受講票の交付を受けて下さい。代理人による申込みは可能ですが、郵送等による申込はできませんのでご注意ください。申込書は富士五湖消防本部予防課及び富士吉田消防署、河口湖消防署に準備している他、富士五湖消防本部ホームページからもダウンロードすることができます。
尚、申請後の受講料は、返却いたしませんのでご了承願います。

(2) 写真

縦4cm・横3cm の大きさに6ヶ月以内に撮影した単身、脱帽、正面上半身で背景のない白黒又はカラー写真 1枚 (申込書添付用)

7. 講習科目の一部受講免除

下記の資格者を有する方は、一部講習免除が可能ですので資格の免状を添えて申請願います。

対象者 (有資格者)	受講免除科目
消防設備点検資格者講習終了者	防火管理の意義及び制度
自衛消防業務講習修了者	

8. その他

- (1) 講習の2日間は必ず受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) **テキストは当日お渡しいたします。**
- (3) 全課程 (2日間) を修了した者に対して終了証を交付します。
- (4) 駐車場が限られているため乗り合わせの上ご来場下さい。
- (5) その他、不明な点については、富士五湖消防本部予防課にお問い合わせ下さい。

富士五湖消防本部予防課 直通電話 0555-22-4501

甲種防火管理新規講習会時間割表

講習日	時間	講習項目	所要時間
6月20日 (木)	09:00~09:25	受付	25分
	09:30~09:40	開講式	10分
	09:40~12:00	防火管理の意義及び制度等	140分
	13:00~16:30	危険物の安全管理等	210分
6月21日 (金)	09:00~09:25	受付	25分
	09:30~12:00	施設・設備の維持管理等	150分
	13:00~15:00	防火管理に係る訓練・教育 防火管理に係る消防計画	120分
	15:00~15:30	効果測定・アンケート	30分
	15:30~16:00	修了式	30分

